

令和6年度

向丘小学校 PTA 臨時總會資料

向丘小学校 PTA

令和6年10月17日

# 令和6年度PTA臨時総会

## 目 次

### 1.PTA 役員挨拶

### 2.議 事

#### (1) 第1号議案

PTA 委員会の簡素化と活動の会員への委嘱

資料 1-1 PTA 組織図

資料 1-2 サポーター一年間募集予定表

#### (2) 第2号議案

PTA 規定集への個人情報取扱規則の追加と、運営実態に合わせた規約の修正

資料 2-1 個人情報取扱規則

資料 2-2 規約改正（案）

## 1. PTA 役員挨拶

日頃より、PTA 活動へのご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

PTA 加入が任意になったこと、サポーター制度を導入したことに伴い、PTA の担い手が非常に少なくなってきました。

今後も担い手が減少することが見込まれているため、各委員長と役員で業務内容の確認を行い、次年度に向けて PTA のスリム化を目指しております。その一歩として今回、臨時総会というかたちで規約の改正を行います。

日々お忙しいかと思いますが、ぜひお目通しいただき、向小 PTA がどのように新しいかたちに変化していくのか確認していただけると幸いです。今後ともご理解ご協力の程、どうぞよろしく願いいたします。

PTA 会長代行 高部 裕美子

船橋 千桜

## 2. 議 事

### 〔第1号〕議案

PTA 委員会の簡素化と活動の会員への委嘱

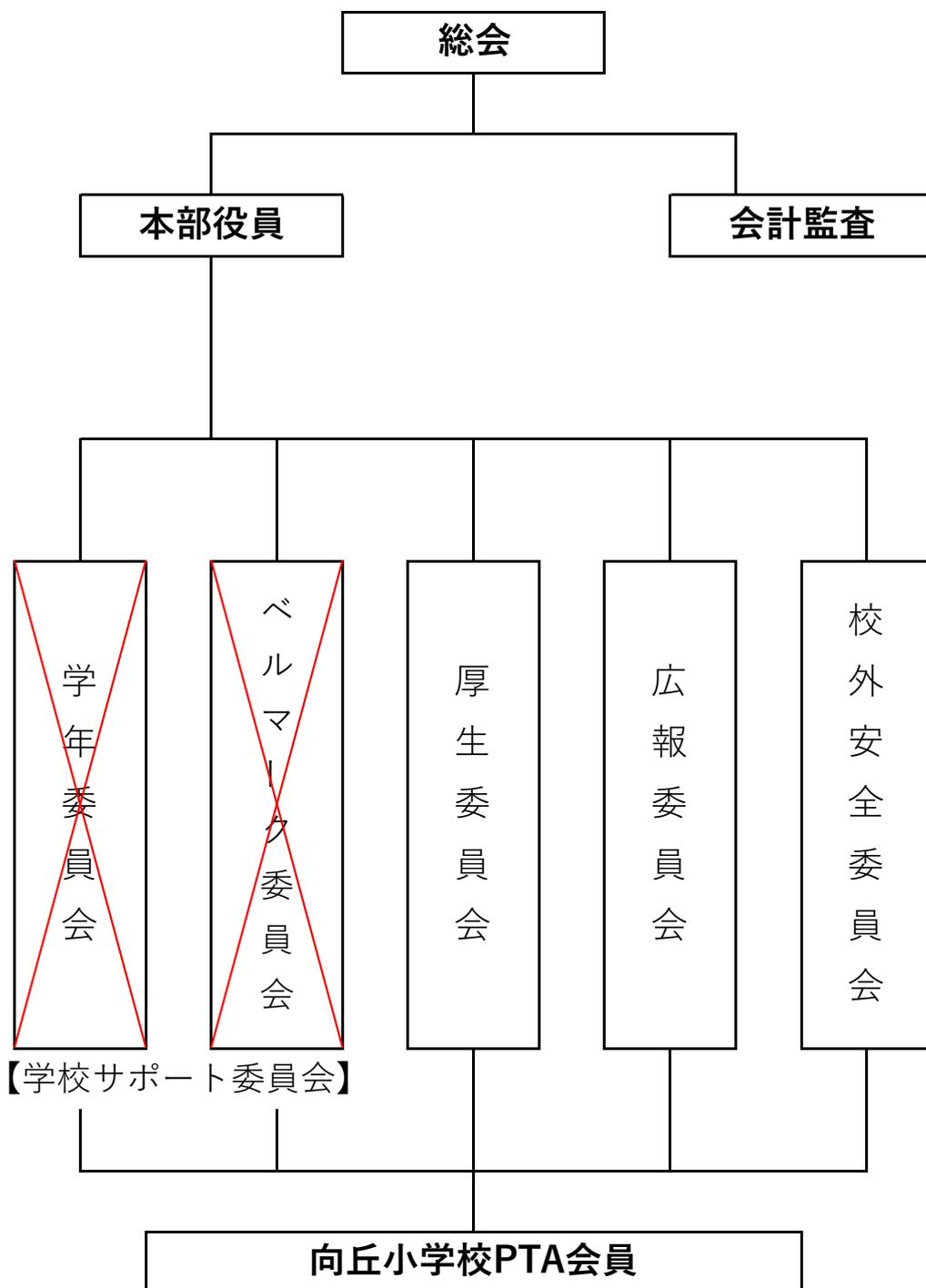
経 緯

近年、少子化や共働き世帯の増加など、PTAを取り巻く環境は劇的に変化しており、従来の人数や内容でPTA委員の活動を継続していくことは大変難しくなってきております。

そのような現状に鑑みて各委員会の仕事内容を整理し、目的や必要性を協議した上で継続不要の委員会は廃止、あるいは本来あるべき姿に形を変えることが望ましいと考え下記の変更を行います。

- ① 学年委員会ベルマーク委員会を無くし、これらの委員の業務をまとめた「学校サポート委員会」を新たに設立し委員長、副委員長のみ選出します。(資料 1-1)
- ② PTA 活動を子どもにとって必要な活動に絞り、会員全体から活動要員を募ります。(資料 1-2)
- ③ 業務の引継ぎ効率化のため、本部役員の任期を役員 2 ヶ年、会計監査 1 ヶ年とし、~~次年度以降永久免除とします。~~  
本部役員については次年度以降永久免除とします。

資料 1-1 PTA 組織図



資料 1-2 サポーター年間募集予定

2025年度PTA活動 サポーター年間募集予定 (仮)

クラス  
名前

活動名	活動内容	募集人数	活動時期	活動期間	担当	チェック
旗振り	4月、8月、1月の横断歩道での見守り	多数			各委員会	
給食試食会	新一年生保護者向けに行われる給食試食会の準備・運営	1年生保護者 若干名			学校サポーター委員会	
環境整備	後援会・同窓会の方たちの協力のもと、勤定作業清掃のお手伝い	若干名	2月	環境整備当日	学校サポーター委員会	
1年生歩行教室	歩行教室のお手伝い	若干名	5月	歩行教室当日	学校サポーター委員会	
3年生自転車教室	自転車教室のお手伝い	若干名	5月	自転車教室当日	学校サポーター委員会	
ベルマーク回収・集計	ベルマークの回収・集計作業 ※家での作業も可	多数		回収・集計・発送作業それぞれ当日	学校サポーター委員会	
学区内巡視	学区内の危険個所を確認しながら、こども110番シールの点検	若干名			校外委員会	
こども110番発送作業	こども110番シール・看板の発送作業	若干名		発送作業当日	校外委員会	
こども110番お礼状郵送準備	こども110番にご協力いただいている家庭・企業へお礼状の郵送準備	若干名		郵送準備当日	校外委員会	
バトロールカード作成・配布	バトロールカードの作成・配布	若干名		作成・配布当日	校外委員会	
資源回収看板の見回り	資源回収看板の破損などないかの見回り	若干名			厚生委員会	
広報誌職員紹介号	職員紹介の広報誌の発行	若干名			広報委員会	
広報誌運動会号	運動会の広報誌発行	若干名			広報委員会	

旗振りを希望の方は、旗振り可能な横断歩道に○をつけてください。

平坂上・センチュリー・マルエツ前・消防署前・平2丁目交差点・療育センター前・緑コース

旗振り希望の時間帯

登校時・下校時



＼ご協力お願いします！／

## 〔第2号議案〕

PTA 規定集への個人情報取扱規則の追加と、運営実態に合わせた規約の修正

### 経 緯

2017年の個人情報保護法改正により、PTAも個人情報対応が必要な団体になりました。

それに伴い本校PTA規約にも個人情報の保護や取扱いに関する条文の追加の必要性がでてまいりました。加えて、時代の変化により少しずつ生じた規約の内容と実際の運営の実態のずれを整える必要性がでてまいりましたので、今総会で条文追加と併せて規約修正を審議する運びとなりました。

### 資料 2-1

川崎市立向丘小学校 PTA 個人情報取扱規則 ※別紙参照

### 資料 2-2

規約改正（案）

規約改正 (案)

	改正前	改正後
<p><b>第5章 会員の組織及び地域区分</b></p> <p>第6条 この会は運営上、関係地域を次のように区分する。</p> <p>1.平1丁目 6.神木本町 11.センチュリータウン                  2.平2丁目 7.五所塚                  3.平3丁目 8.高山団地                  4.平4丁目 9.東生田3丁目                  5.平5丁目 10.東生田4丁目                  その他増減について運営委員会にかけて処理する。</p>		<p>※現在運営方法の変更にもない地域を区分するようなおことばおこなっていないため、第5章の第6条この会は運営上、関係地域を次のように区分する。は削除する。</p>
<p><b>第7章 役員・会計監査選考委員会</b></p> <p>第13条 新役員・新会計監査は次の方法により選出する。</p> <p>1.役員・会計監査候補を指名とすると選考委員会を構成する。                  2.選考委員の選出及び構成は次のとおりとする。                  イ.各地区より1名、各学年より1名、教職員より2名、役員より若干名、運営委員より若干名を選出し構成する。                  ロ.教職員2名は学校が選出する。</p>	<p>第13条 新役員・新会計監査は次の方法により選出する。</p> <p>1.役員・会計監査候補を指名とすると選考委員会を構成する。                  2.選考委員の選出及び構成は次のとおりとする。                  イ.役員より若干名、運営委員より若干名を選出し構成する。</p> <p>※ロ.教職員2名は学校が選出する。は削除する。</p>	
<p>第14条 役員の任期は2ヶ年・会計監査の任期は当該年度(1ヶ年)とする。</p>	<p>第14条 役員の任期は2ヶ年・会計監査の任期は当該年度(1ヶ年)とする。</p>	<p>ただし再選をさまたげない。</p>
<p>第15条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格代行する。</p>	<p>第15条 会長に欠員が生じたときは、副会長が代行する。</p>	
<p><b>第10章 運営委員会</b></p> <p>第24条 運営委員会は、役員・常任委員会(広報・成人教育・厚生・校外安全・学生)の正副委員長・学年代表委員会の委員をもって構成する。</p>	<p>第24条 運営委員会は、役員・常任委員会(広報・厚生・校外安全・学校サポート)の正副委員長の委員をもって構成する。</p>	
<p><b>第11章 常任委員会</b></p> <p>第29条 常任委員会は、広報・成人教育・厚生・校外安全・学生の各委員会とし、委員長がこれを召集する。</p>	<p>第29条 常任委員会は、広報・厚生・校外安全の各委員会とし、委員長がこれを召集する。</p>	
<p>第30条 各常任委員会の委員の選出は次のとおりとする。</p> <p>1.校外安全・厚生との両委員会の委員は、地区ごとに若干名選出する。                  2.広報・成人教育との委員は、学年ごとに若干名選出する。</p>	<p>第30条 各常任委員会の委員の選出は次のとおりとする。</p> <p>※委員長と副委員長のみ選出のため削除</p>	
<p>第31条 各常任委員会の正副委員長の選出は次のとおりとする。</p> <p>1.校外安全・厚生との両委員会は、各委員の中から互選にて選出し、任期は当該年度(1ヶ年)とする。ただし再選をさまたげない。                  2.広報・成人教育との委員会は、各委員の中から互選にて選出し、任期は当該年度(1ヶ年)とする。ただし再選をさまたげない。</p>	<p>第31条 各常任委員会の正副委員長の選出は次のとおりとする。                  校外安全・厚生・広報・学校サポートの各委員会は、各委員の中から互選にて選出し、任期は当該年度(1ヶ年)とする。ただし再選をさまたげない。</p>	

資料 2-2 (2)

<p>第32条 各常任委員会の委員の選出は次のとおりとする。</p> <p>(名 称) (任 務)          広報委員会 運営委員会の承認を得て機関紙を発行し、会員の協力で理解を高める。その他の広報活動にあたる。</p> <p>成人教育委員会 会員の教養を高めるために研修について計画し、これを実施する。          厚生委員会 学校の環境整備に協力し、児童の福祉厚生を図る。          校外安全委員会 児童の校外の安全を保ち、地域の教育環境をよくする。</p>	<p>第32条 各常任委員会の委員の選出はつぎのとおりとする。</p> <p>(名 称) (任 務)          広報委員会 運営委員会の承認を得て機関紙を発行し、会員の協力で理解を高める。その他の広報活動にあたる。</p> <p>成人教育委員会 会員の教養を高めるために研修について計画し、これを実施する。          厚生委員会 学校の環境整備に協力し、児童の福祉厚生を図る。          校外安全委員会 児童の校外の安全を保ち、地域の教育環境をよくする。          学校サポート委員会 学校と協力し、児童と委員の行事をサポートする。</p> <p>※成人教育委員会は現在運営方法の変更にもないもうけていないため。削除する。          ※学校サポート委員会を新たに設立したため追加する。</p>
<p>第12章 学年代表委員会</p> <p>第34条 この会の目的達成に協力するための組織として、学年代表委員会をおく。</p> <p>第35条 学年代表委員会は、各学年の学年委員会の委員長とすみれ級委員長をもって構成される。</p> <p>学年代表委員会の正副委員長は、各学年の委員長の中から互選にて選出し、任期は当該年度(1ヶ年)とする。ただし再選をさまたげない。また、欠員が生じたときは選出母体から補充する。</p> <p>第37条 学年代表委員会の任務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学年代表委員長は、学年代表委員会を召集し、会議の議長となる。</li> <li>2. 学年代表副委員長は、委員長を補佐し事故のときは代行する。</li> <li>3. 学年代表委員は、運営委員会に常時出席し、学年委員会の議事を報告する。</li> <li>4. その他、この会の運営に必要と認められたこと。</li> </ol>	<p>※第12章 学年代表委員会は現在運営方法の変更にもないもうけていないため。</p>
<p>第13章 学年委員会</p> <p>第38条 この会の目的達成に協力するための組織として、学年委員会をおく。</p> <p>第39条 学年委員会は、各学年から選出された学年委員をもって構成する。</p> <p>第40条 学年委員及び各学年の正副委員長の選出は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学年委員は、各学年の保護者より選出し、任期は当該年度(1ヶ年)</li> <li>2. 学年委員会の正副委員長は、当該学年の学年委員の中から互選により</li> <li>3. 欠員が生じたときは、それぞれの選出母体から補充する。</li> </ol> <p>第41条 学年委員会の任務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各学年委員長は、学年集会・学年委員会を召集し、会議の議長となる。</li> <li>2. 各学年副委員長は、委員長を補佐し事故のときは代行する。</li> <li>3. 各学年委員は、各学年における会務を遂行する。</li> <li>4. その他、この会の運営に必要と認められたこと。</li> </ol>	<p>※第13章 学年委員会は現在運営方法の変更にもないもうけていないため。</p>